

高濃度カリウム製剤の適応外使用についてのお知らせ

当院では、国内で承認された医薬品、医療材料を、添付文書に記載された内容と異なる方法で(適応外使用)使用する際に、その適切性、安全性等を「倫理委員会」にて審査いたします。必要時に速やかに治療を実施することができるよう、対象者となられる方に事前に同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することとしております。適応外・禁忌使用の薬物により発生した副作用については、国の「医薬品副作用 被害救済制度」の対象外となります。

なお、本件について拒否される場合やご質問がある場合は、担当医へ直接お申し出ください。

実施内容	高濃度カリウム注射製剤を用いたカリウム補正
対象者	当院で治療を受けられる方で低カリウム血症をきたした方
承認日	令和8年7月1日
実施期間	承認後から永続的に使用
概要	低カリウム血症に対する治療は内服でのカリウム補充を行いますが、重症の場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。注射用カリウム製剤は、添付文書において、40mEq/L以下に希釈し20mEq/時を超えない速度で、1日最大投与量は100mEqまでで使用することとされています。しかし、基礎疾患があり点滴の水分量の制限が必要で、かつ重篤な低カリウム血症を呈する患者様においては、添付文書が規定する希釈方法より高い濃度のカリウムを使用する場合があります。そのため、当院では注射用カリウム製剤を高濃度の希釈で投与することがあります。
予想される不利益と対策	カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがあるため、心電図モニターを装着して波形の変化に注意しています。また、頻回に血清カリウム値を確認し、異常が確認された場合は速やかに減量または中止を検討します。低カリウム血症が改善され次第、高濃度注射用カリウム製剤の使用は終了し、添付文書で定められた用法へ移行します。
問い合わせ先	担当医に直接お申し出ください。